

建設発生土の工事間を利用

国交省



国土交通省は、建設発生土の有効利用を目的に、「公共事業度量調査」と「建設発生土の工事間利用調整」方法を定め、16年度以降に発注する工事から実施します。対象は全ての公共工事発注期間で、すでに各ブロックの地方建設副産物対策連絡協議会に通知を出しました。同連絡協議会では事務局を設置する予定です。今後各発注期間は、建設発生土の搬出入の状況を工事発注前から把握し、建設発生土情報交換システムなどを活用することで、建設発生土の利用調整などを毎年実施するとしています。

また、同省は調査を実施するにあたり運用方法などを記入したマニュアルを作成し、15日付けで同省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/new/html>)に掲載しています。

各発注機関は、これを基に独自マニュアルを作成し、早ければ1月下旬から調査を開始し、5月上旬には、土量調査と建設発生土の工事間利用調整が実施される予定としています。

公共工事土量調査と建設発生土の工事間利用調整の実施にあたっては、昨年10月3付けで具体的行動を定めた「建設発生土の有効利用に関する行動計画」を踏まえたものがあります。

土量調査には、工事間利用調整のために発注前に実施し予定建設残土量を把握する「予定調査」と対象工事完了後に結果などを把握する「実績調査」の2種類があります。

予定調査の対象工事は、建設発生土の工事間利用調整を行う年度以降の発注工事で、原則1000 m³以上の土砂の搬出または500 m³以上の土砂の搬入を予定する工事が対象です。また、対象工事には数年度に着手する予定の盛土工事など計画段階の事業も含まれます。

実績調査の対象工事は、予定調査と同等の基準により実績があった工事とされます。

一方、工事間利用調整は、予定調査のとりまとめ結果や建設発生土情報交換システムを利用し、各発注者間で建設発生土の工事間利用調整を行います。しかし、調整がつかなかった工事に対しては、地方協議会などで組織的に再度工事間利用調整を行います。工事内容が変更された場合は、建設発生土情報交換システムを利用し各発注者間で個別に利用調整をします。

資料:2004年1月16日付 埼玉建設新聞

環境対策箇所 大堀 重郎

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

